書式第１２号（法第２８条関係）

令和２年度　事　業　報　告　書

令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで

特定非営利活動法人 外国人看護師・介護福祉士教育支援組織

１　事業の成果

COVID-19感染拡大の影響を受けベトナム訪問はできず、活動は限定的なものとなった。①はじめての「介護福祉士国家試験」合格者2名を輩出した。令和1年度の留学生で、中部学院大短大介護福祉科を優秀な成績で卒業した。②本年度の留学生（9名）はタイビン医療短大の「早期卒業者」である。3月に卒業し翌4月から日本の学校に入学する予定であったが、入国できなかった。3名は大学の日本語別科に入学し原則オンラインで1年間授業を受けた。のこり6名の日本語学校への入学は4月から10月に変更された。③日本語学校へ留学予定の6名を対象に4月から12月まで、ベトナム（対面）と日本から（オンライン）日本語教育を実施した。④12月下旬になり本年度留学生7名が入国できた（2名は断念した）。入国後14日間の拘束期間を活用して、「介護日本語」及び「日本での就学・就労のオリエンテーション」をオンライン授業で実施した。⑤卒業時N3を実現するためにタイビン医療短大看護科への日本語教育支援を2学年次に繰り上げ、3月留学希望者7名を対象に、ベトナム（主に対面で）と日本から（オンラインで）授業を開始した。⑥令和1年度に来日した10名の留学生、アルバイトの施設、学校を訪問することはできなかったが、学生の情報収集に努力した。⑦教育講演は中止した。⑧「タイビン地域における日本語学習者増加プロジェクト」の準備に着手できなかった。

２　事業の実施に関する事項

（１）特定非営利活動に係る事業

事業名	事　業　内　容	実　施 日　時	実　施 場　所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人　　数	**事業費の金額（千円）**
（１） 外国人研修生（主に看護師・介護福祉士候補者）の日本語学習及び国家試験対策学習支援事業	ベトナムにおける日本語教育支援 ・ベトナムに滞在する（来日できない）留学生に対する支援（対面、オンライン）	2年4月～ 2年12月	タイビン医療短大、法人事務所など	4人	留学生6名	**612** 583
	・留学希望者に対する支援（オンライン）	3年3月	タイビン医療短大、法人事務所など	2人	看護科2学年留学希望者7名	29
（２） 外国人研修生（主に看護師・介護福祉士候補者）の日本語学習及び国家試験対策学習支援者育成事業	日本語教育学会年会費	2年4月	法人事務所	1人	不特定多数	**21** 21

（3） 外国人研修生（主に看護師・介護福祉士候補者）の日本文化理解促進に関する事業	日本の祝祭日、行事について（オンライン授業） 日本社会・文化について（オンライン授業でのオリエンテーション）	2年4月、12月 3年1月 2年12月～ 3年1月	法人事務所 法人事務所	3人 1人	留学生9名	**7** 7
（4） 外国人研修生（主に看護師・介護福祉士候補者）の日本社会適応に関する事業	留学生・受入れ施設・学校との情報交換（メール、郵便、ウエブ会議など）	2年4月～ 3年3月	法人事務所	2人	留学生10名、介護施設5、日本語学校など３	**26** 26
（5） 外国人研修生（主に看護師・介護福祉士候補者）の教育支援を目的とする情報交換及びネットワークの構築事業	他のNPO団体との交流	2年4月～ 3年3月	社会福祉協議会会議室	１人	不特定多数	**6** 6
（6） その他目的を達成するために必要な事業	なし					**0** 0

（2）その他の事業

なし